

鳥獣保護区特別保護地区の指定(再指定)について

1 鳥獣保護区制度の概要

○鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。

○環境大臣または都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るため特に必要があると認める地域を特別保護地区に指定することができる。

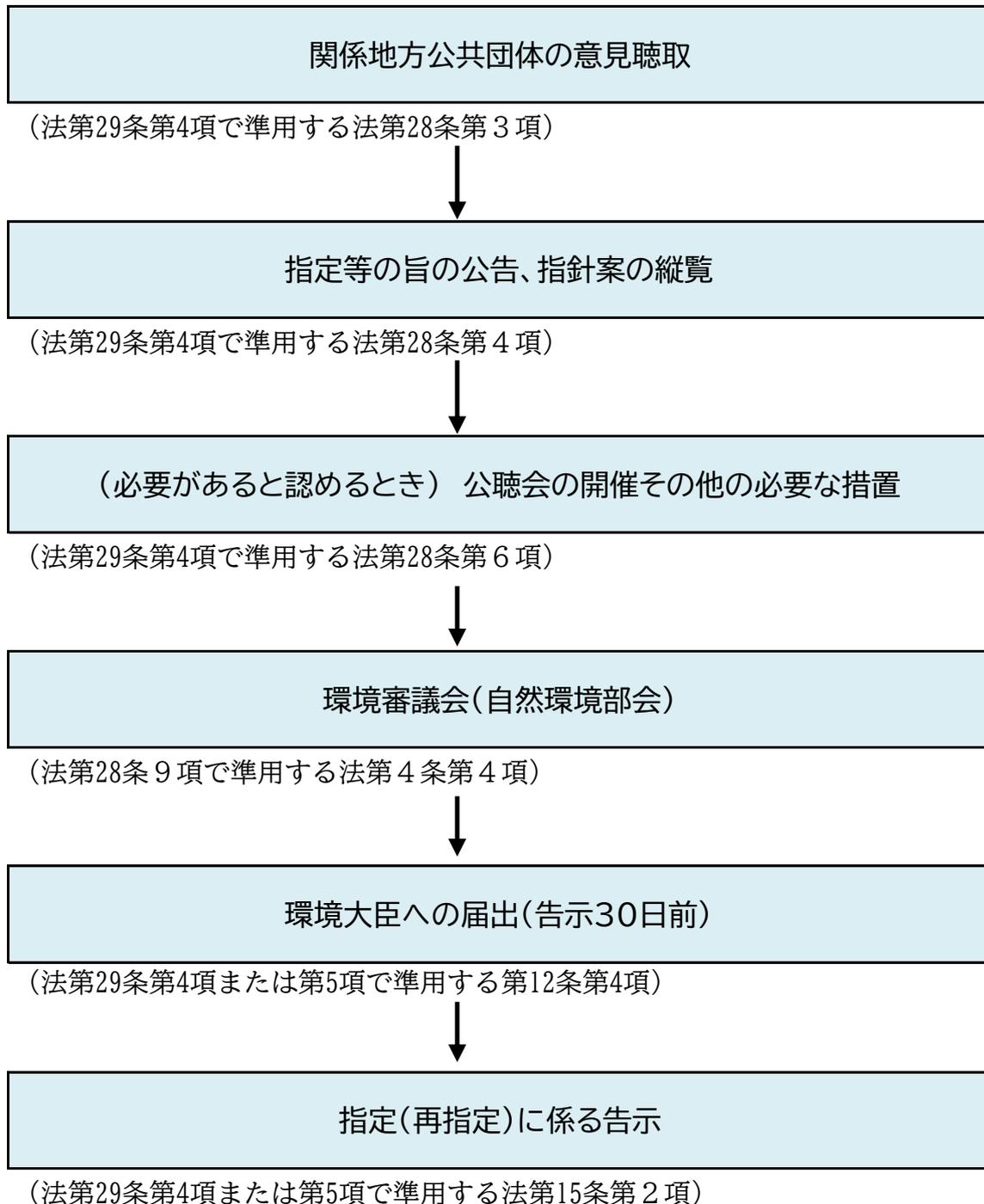
○鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

○滋賀県では、現在、鳥獣保護区を 45 箇所、同特別保護地区を 14 箇所指定している。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	・狩猟が認められない。	20 年以内 (期間は更新可能)
特別保護地区 (法第 29 条)	鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護およびその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内

2 特別保護地区を指定(再指定)する場合の流れ

特別保護地区の存続期間の終了後、引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合



3 指定(再指定)する特別保護地区の概要

(1) 三島池鳥獣保護区三島池特別保護地区

所在地	滋賀県米原市
面積	54ha
位置図	別添のとおり
指定目的	三島池鳥獣保護区三島池特別保護地区は、三島池鳥獣保護区のうち、水鳥の飛来地として県内外に有名な三島池を中心とした、鳥獣の生息環境を保全するために必要な場所であり、鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発のため、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、保護を図るものである。
再指定期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(2) 比叡山鳥獣保護区比叡山特別保護地区

所在地	滋賀県大津市
面積	366ha
位置図	別添のとおり
指定目的	比叡山鳥獣保護区比叡山特別保護地区は、比叡山鳥獣保護区のうち、延暦寺の諸堂が集まる境内地を中心とした、鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所であり、保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、保護を図るものである。
再指定期間	令和6年11月1日から令和16年10月31日まで



三島池特別保護地区

比叡山特別保護地区

